

航空自衛隊仕様書				
仕様書の 種類	内容による分類	装備品等仕様書		
	性質による分類	個別仕様書		
物品番号	1730-428-0809-5		仕様書番号	
品名 又は 件名	エンジン上部作業台		CPS-B17590-2	
			大臣承認	平成 年 月 日
			作成	平成26年11月28日
			改正	平成28年 6月 2日
				令和 5年 5月26日
作成部隊等名	補給本部			

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊C-2航空機のエンジン・カウルの開閉及びカウル開状態のエンジン上部への接近に使用するエンジン上部作業台（以下，“本器材”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は、C&LPS-B99001の1.2による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、引用文書に定める内容が、この仕様書に定める内容と相違する場合（法令等を除く。）は、この仕様書に定める内容が優先する。

a) 仕様書

- DSP Z 9008 品質管理等共通仕様書
- C&LPS-B99001 航空機用機器工具一般共通仕様書
- C&LPS-Y00007 調達品等一般共通仕様書

b) 法令等

航空自衛隊の立入制限場所への立入手続等に関する達（昭和57年航空自衛隊達第5号）

品 名	エンジン上部作業台
-----	-----------

2 製品に関する要求

2.1 設計条件

設計条件は、C&LPS-B99001の2.2によるほか、次による。

なお、設計を実施するに当たり、現地調査が必要な場合は、官側と調整の上、現地調査を実施することが可能である。

- a) 整備性に優れ、維持整備が容易であり、特別な教育を必要としないこと。
- b) 整備に特殊な器材及び工具を必要としないこと。
- c) 部品の入手が容易で、長期にわたり確保でき、継続して部品取得が可能であること。

2.2 構成

構成は、表1による。

表1－構成

品名	数量	単位
エンジン上部作業台	1	SE
コア部作業台	1	EA
脚立A	1	EA
脚立B	1	EA
自在車輪	2	EA
固定車輪	2	EA
折り畳み式トーバー	1	EA
フロアロック	4	EA
ファン・ケース上部作業台	1	EA
手すり（側面）	2	EA
車輪	4	EA
カウル開閉作業台	1	EA
車輪	2	EA

2.3 材料・部品

材料及び部品は、C&LPS-B99001の2.3による。

2.4 加工方法

加工方法は、C&LPS-B99001の2.4による。

2.5 構造・形状・寸法・質量

2.5.1 構造・形状・寸法

構造、形状及び寸法は、付図1を基準とし、細部は、承認図面による。

品名	エンジン上部作業台
----	-----------

2.5.2 質量

質量は、表2による。

表2－質量

品名	最大質量 (k g)
コア部用作業台	280
ファン・ケース上部用作業台	220
カウル開閉用作業台	60

2.6 機能・性能

機能及び性能は、次による。

2.6.1 コア部用作業台

コア部用作業台は、次による。

- a) ファン・カウル、リバーサ・カウル及びコア・カウルを開けた状態で、エンジン上部に作業者が接近可能なこと。
- b) 移動用の車輪を有し、人力による移動が可能なこと。
- c) けん引用の折り畳み式トーバーを有すること。
- d) 作業台を固定するためのフロアロックを有すること。
- e) 脚立A及び脚立Bを有し、作業台上に取付け及び取外しが可能なこと。
- f) 耐荷重 360 k g とし、3.0 倍の終極荷重に耐荷可能なこと。ただし、脚立A及び脚立Bを除く。

2.6.2 ファン・ケース上部用作業台

ファン・ケース上部用作業台は、次による。

- a) ファン・カウルを開けた状態で、エンジン・ファン・ケース上部に作業者が接近可能なこと。
- b) 手動により天板部が昇降する構造であること。
- c) 天板部は、移動及び設置時には地上高 2 000 mm 以下に、使用時には地上高 3 000 mm 以上にそれぞれ昇降可能なこと。
- d) 天板周辺には、手すりを有すること。
なお、手すりは、取外し式、折畳み式又は回転式等とし、移動及び設置時には、地上高 2 000 mm より突出しないこと。
- e) 移動用の車輪を有し、人力による移動が可能なこと。
- f) 耐荷重 100 k g の強度を有すること。
- g) 作業台を安定して固定するためのアウトリガーを有すること。

2.6.3 カウル開閉用作業台

カウル開閉用作業台は、次による。

- a) ファン・カウル、リバーサ・カウル及びコア・カウル開閉の場合、作業者の足場として使用可能なこと。
- b) 移動用の車輪を有し、人力による移動が可能なこと。
- c) 耐荷重 300 k g の強度を有すること。

品 名	エンジン上部作業台
-----	-----------

2.7 表面処理

表面処理は、C&LPS-B99001の2.6による。

2.8 製品の表示

製品の表示は、C&LPS-B99001の2.7による。

なお、銘板については、1種銘板とする。

2.9 品質管理

品質管理は、DSP Z 9008によるものとし、要求事項は、DSP Z 9008の表1のcによる。

3 品質保証

3.1 製品試験

製品試験は、2.6の機能及び性能を満足していることを確認する。

3.2 監督・検査

契約担当官等の定める監督及び検査実施要領に基づき実施する。

4 出荷条件

出荷条件は、C&LPS-B99001の箇条3による。

5 その他の指示

5.1 提出書類

契約の相手方は、C&LPS-Y00007の4.1により、次の書類を提出する。

- a) 類別原資料
- b) 取扱説明書（会社刊行技術資料）
- c) 特定化学物質等の資料
- d) 貴金属等管理資料

5.2 承認用図面

契約の相手方は、C&LPS-Y00007の4.3により、次の承認用図面を作成の上、提出し、承認を受けなくてはならない。

- a) 外形図
- b) 組立図
- c) 銘板図

5.3 技術変更提案（ECP）

技術変更提案（ECP）は、C&LPS-Y00007の4.7による。

5.4 装備品等不具合報告（UR）対策

装備品等不具合報告（UR）対策は、C&LPS-Y00007の4.4による。

5.5 立入制限場所への立入

契約の相手方は、部隊等の長が定めた立入制限場所へ立ち入る必要がある場合は、航空自衛隊の立入制限場所への立入手続等に関する達の定めるところにより、立入りを許可された者でなければならない。

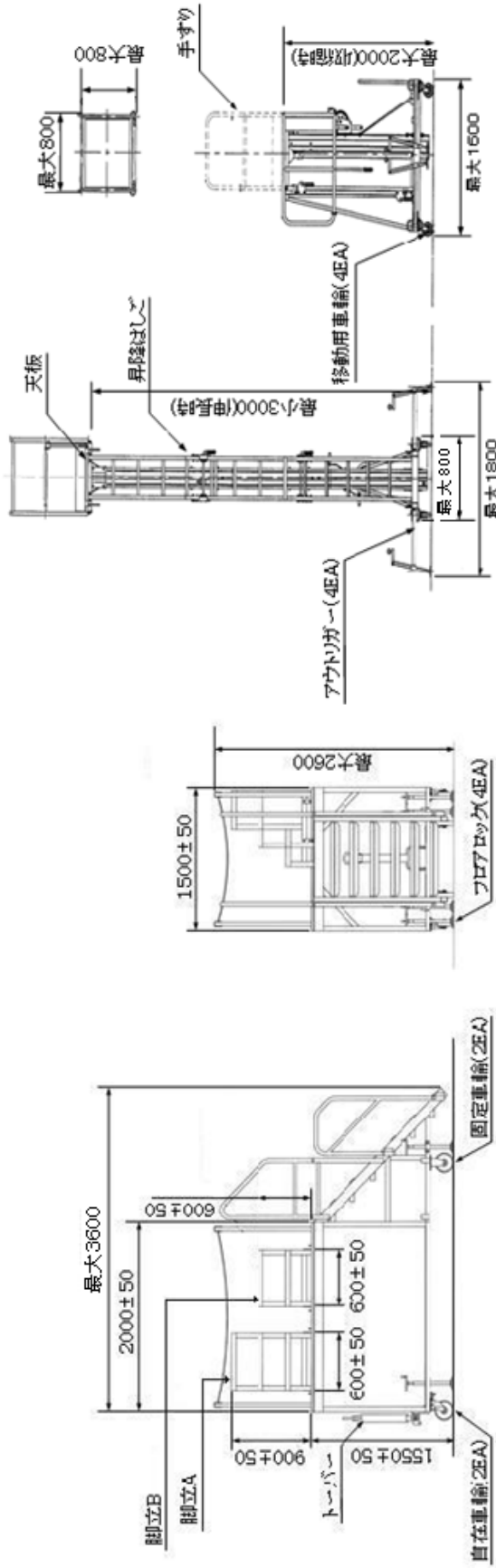
品名	エンジン上部作業台
----	-----------

5.6 官側における支援

契約の相手方は、現地調査を実施するに当たり、官側の支援が必要な場合は、次の事項について、事前に官側と調整の上、無償で支援を受けることが可能である。

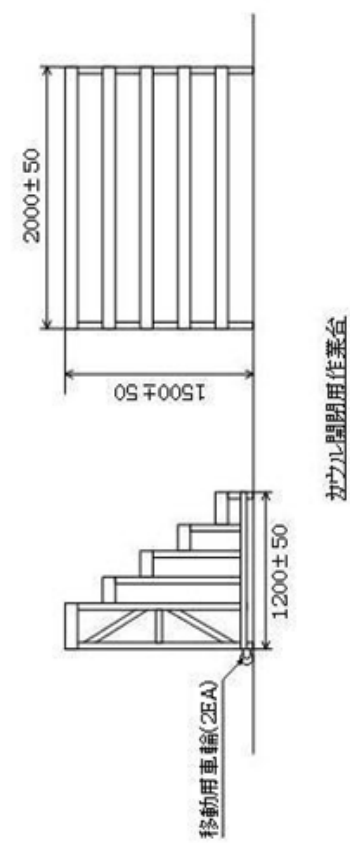
- a) C-2 航空機の支援
- b) 現地部隊が保有する器材等の使用
- c) 現地部隊における搬入器材の保管及び作業のための施設提供

品名	エンジン上部作業台
----	-----------



コア部圧作業台

ファンケース上部作業台



単位:mm

カウル開閉作業台

付図1-エンジン上部作業台